## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月3日

【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 正明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 植松 克彦

【電話番号】 03-6205-0200

【届出の対象とした募集内国投資信託受 世界リアルアセット・バランス (毎月決算型)

益証券に係るファンドの名称】 世界リアルアセット・バランス(資産成長型)

【届出の対象とした募集内国投資信託受 当初申込期間

益証券の金額】 各々につき、300億円を上限とします。

継続申込期間

各々につき、1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

# 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

世界リアルアセット・バランス (毎月決算型)世界リアルアセット・バランス (資産成長型)

以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といいます。 また、必要に応じて世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)を「毎月決算型」、世界リアルア セット・バランス(資産成長型)を「資産成長型」といいます。

#### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された 信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間

各々につき、300億円を上限とします。

#### 継続申込期間

各々につき、1兆円を上限とします。

なお、上記各金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれていません。

#### (4)【発行(売出)価格】

当初申込期間

1口当たり1円とします(なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。)。

#### 継続申込期間

取得申込受付日<sup>(注1)</sup>の翌営業日の基準価額<sup>(注2)</sup>とします(なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。)。

- (注1) ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。
- (注2)基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の 資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日にお ける受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

### 大和住銀投信投資顧問株式会社

- <インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/
- < お電話によるお問い合わせ先>受付窓口: (電話番号)0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

#### (5)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料 (スイッチングの際の申込手数料を含みます。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

#### (6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

当初申込期間

平成29年2月20日から平成29年3月3日までです。

#### 継続申込期間

平成29年3月6日から平成30年6月5日までです。

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(販売会社)については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/

< お電話によるお問い合わせ先>受付窓口: (電話番号)0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

#### (9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください(詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。)。

当初申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、当初設定日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座 (受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

継続申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

### (12)【その他】

EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載 の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行 ありません。

# 第二部【ファンド情報】

- 第1【ファンドの状況】
- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主に世界のリアルアセット関連企業の債券、株式、リート等に実質的に分散投資を 行うことで、安定したインカムゲインの確保とともに中長期的な信託財産の成長を目指します。

#### ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。<商品分類表>

世界リアルアセット・バランス (毎月決算型)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株式債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内 外	( )
		NOT when below A.
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

#### <属性区分表>

世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

	•	+	1 川山	上秀庙出書(内国投資
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年 2 回	 		
一 中小型体 	年4回	日本 		
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回  (隔月)	   区欠外	ファンド	( )
公領   社債	( PH) /	<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>		
その他債券	年12回	アジア		
プレジット属性 ( )	(毎月)	  オセアニア		
	日々			
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オ	なし
その他資産	その他   (	  アフリカ	プ・ファンズ	
(投資信託証券(資産				
複合(債券、株式、不 動産投信)、資産配分		中近東  (中東)		
変更型))				
次立方公		エマージング		
資産複合  ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型 				
( ) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(債券、株式、不動産投信)、資産配分変更型))

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産 (債券、株式、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変 更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいま す。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が 世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをい います。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する 規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載が あるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

### <商品分類表>

世界リアルアセット・バランス (資産成長型)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 债 券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

### <属性区分表>

世界リアルアセット・バランス (資産成長型)

投資対象資産   決算頻度   投資対象地域   投資形態   為替ヘッジ
---------------------------------------

			1 川山	<u> </u>
  株式   一般	  年1回 	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
八里     中小型株	T = H	日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回		ファンド	( )
公債	(隔月)	区欠州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オ	
その他資産	( )	アフリカ	ブ・ファンズ	
(投資信託証券(資産				
複合(債券、株式、不		中近東		
動産投信)、資産配分		(中東)		
変更型))				
		エマージング		
資産複合				
( )				
」、 資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記 載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(債券、株式、不動産投信)、資産配分変更型))

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産 (債券、株式、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変 更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいま す。

年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が 世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをい います。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する 規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載が あるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色



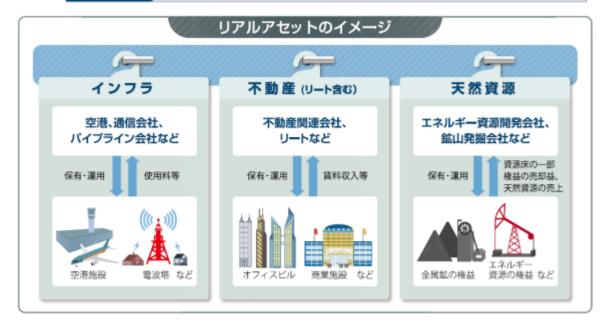
# 主に世界のリアルアセット関連企業の債券、株式、リート等に実質的に 分散投資を行うことで、安定したインカムゲインの確保とともに 中長期的な信託財産の成長を目指します。

- ●ケイマン籍の米ドル建て外国投資信託証券「ブルックフィールド・グローバル・リアルアセット・ ファンド クラスA」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資する ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ●外国投資信託証券においては、世界のリアルアセット関連企業等が発行する債券、株式、リート等に 投資します。運用は「ブルックフィールド・インベストメント・マネジメント・インク」が行い、ボトムアップ の分析等により魅力的な銘柄を選定します。

※債券、株式、リートのほか、MLP、転換社債、資産担保証券、バンクローン等へ投資する場合があります。

- ●組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ●外国投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ●「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」は、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資 対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。

リアルアセット 「インフラストラクチャー(インフラ)・不動産・天然資源」などにおいて、当該資産を保有 関連企業とは? または当該関連ビジネスからの売上や収益が占める割合が大きい企業等とします。

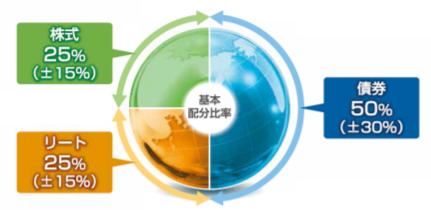


※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 市場動向に応じて『債券』、『株式』、『リート』等の資産配分を定期的 に見直します。

- ●債券50%/株式25%/リート25%を基本配分比率とします。
- ●各資産への配分は、ブルックフィールド社のトップダウンアプローチ※¹とボトムアップアプローチ※² により市場環境や各資産の魅力度に応じて、見直します。

※1:金利見通し、地域ごとの経済成長見通し、政策・規制などからの分析 ※2:バリュエーション、ファンダメンタルズ、業界リスク、トレンドなどからの分析



※上記の基本配分比率等は将来変更される場合があります。



# 毎月決算を行う「毎月決算型」と年2回決算を行う「資産成長型」の2つ のファンドから構成されます。

毎月5日(休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は平成29年4月5日。収益の分配は、 毎月決算型 第4回決算日(平成29年7月5日)から行う予定です。)に決算を行い、原則として収益の 分配を目指します。

資産成長型

毎年3月、9月の5日(休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は平成29年9月5日)に 決算を行い、原則として収益の分配を目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲 内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額 が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
- ※ファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を 示すものではありません。

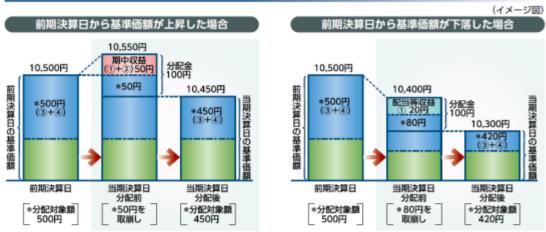
### 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、 基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



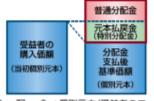
- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

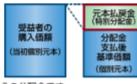
#### **分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

(イメージ図)



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部払 戻しとみなされ、その金 額だけ個別元本が減少反っ まず。元本払減少金 (特別分配金)部分は非課 税扱いとなります。



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ 減少します。

# ファンドの仕組み



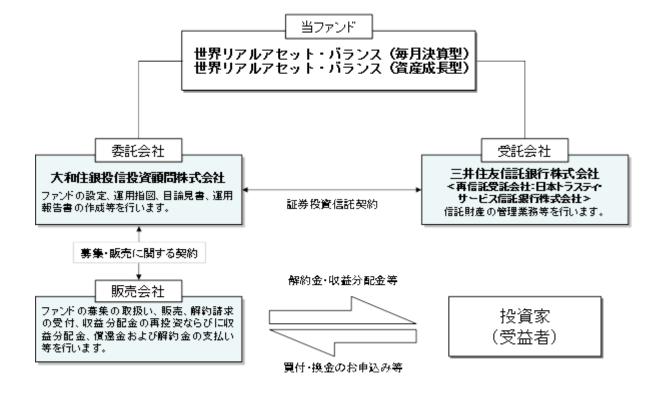
#### 信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき1,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### (2)【ファンドの沿革】

平成29年2月3日 関東財務局に対する有価証券届出書の提出 平成29年3月6日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始(予定)

#### (3)【ファンドの仕組み】



#### 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の 算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定 されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る 事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結 しています。

### 委託会社等の概況(平成28年12月末現在)

・資本金の額 20億円

・会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立

平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得

平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株

式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を

変更

#### ・大株主の状況

7 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	_		
名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1 - 9 - 1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・ コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド 州ボルチモア イースト プラット ストリート100	385,000	10.0

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

主に別に定める投資信託証券 を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人(外国のものも含む)の受益証券 または投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

#### ケイマン籍外国投資信託受益証券

Brookfield Global Real Asset Fund Class A

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口. 金銭債権
  - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

#### 2.次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ.為替手形

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と 社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

#### 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成29年2月3日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

### < ブルックフィールド・グローバル・リアルアセット・ファンドの概要>

ファンド名	ブルックフィールド・グローバル・リアルアセット・ファンド クラスA Brookfield Global Real Asset Fund Class A
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 米ドル建て
運用目的	世界のリアルアセット関連企業の債券、株式、リートなどに分散投資を行う ことで、安定したインカムゲインの確保とともに、中長期的なファンドの元 本の成長を追求します。
主要投資対象	世界のリアルアセット関連企業の債券、株式、リートなど

投資方針	<ul> <li>1.世界のリアルアセット(インフラストラクチャー、不動産、天然資源など)関連の企業等が発行する債券、株式、リートなどに投資します。</li> <li>2.基本資産配分は、債券50%/インフラ株式25%/リート25%とし、市場環境等によって資産配分を変動させます。</li> <li>3.保有資産に対して、原則として為替ヘッジは行いません。</li> <li>4.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 投資信託証券(上場投資信託を除く)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。上場投資信託への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。有価証券の空売りは行わないものとします。デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。
運用開始日	2017年3月7日(予定)
収益の分配	原則として毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬その他費用	年0.69% 信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、組入有価証券 の保管にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかか る費用、ファンドの設立・運営・管理にかかる費用、法務関連費用、借入金 や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の報酬等は将来変更される場合があります。
投資運用会社	ブルックフィールド・インベストメント・マネジメント・インク

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

<ブルックフィールド・インベストメント・マネジメント・インクの概要>

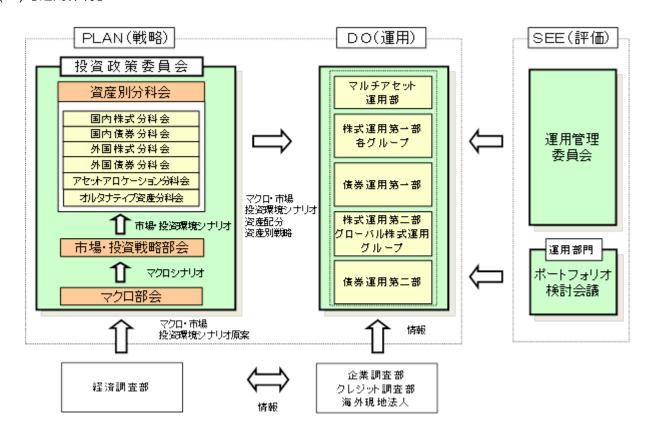
- ・実物不動産やインフラ資産の取得・運用で100年以上の実績を有する、ブルックフィールド・アセット・マネジメント・インク(カナダ)の証券運用部門です。
- ・実物資産運用を行う、ブルックフィールド・グループの強みを活用し、リアルアセット関連企業の 債券、株式、リート等の運用を行っています。

### <キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要>

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社)	(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-

	有価証券届出書(内国投資
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保
	を図ります。
	│ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合がありま│ │
	す。
主な投資制限	株式への投資は行いません。
	外貨建資産への投資は行いません。
	│ デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をい│
	います。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年 2 月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産か
	┃ら支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであ┃
	り、事前に料率、上限額等を記載することができません。)。
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークに	
ついて	-
その他	-

### (3)【運用体制】



- \* 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成29年2月3日現在で約100名です。
- \*運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

- \*運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- \*当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

### (4)【分配方針】

毎決算時 に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の 範囲内とします。
- ロ.収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

毎月決算型は毎月の5日(ただし、休業日の場合は翌営業日。なお、第1回決算日は平成29年4月5日とします。)、資産成長型は毎年3月、9月の5日(ただし、休業日の場合は翌営業日。なお、第1回決算日は平成29年9月5日とします。)とします。

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 口.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬 および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その 全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配 金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 八、毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ.収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

- ロ.前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。
- 八.上記イ.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ.主な投資制限

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (八)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### 口.公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### 八.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 二.外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国 為替の売買の予約を指図することができます。

### ホ.信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### へ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ト. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受 託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (八)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る 変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方 法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取 引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券 売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

#### 3【投資リスク】

### <当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券、株式、リートなど値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### < 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

#### (1)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に債券、株式、リート等の値動きのある有価証券等に 投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下 落するおそれがあります。

#### (2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い (大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

#### (3)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも 影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあ ります。

#### (4)不動産投資信託(リート)投資のリスク

リートは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産または不動産ローン担保証券等の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格が変動します。また、リートが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、リートの価格が影響を受けることがあります。

#### (5)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が 起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがありま す。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するお それがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行(デフォルト)となるリスクが高いとされます。

株式等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価等は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (6) 為替リスク

当ファンドは、主要投資対象とする米ドル建て外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます(米ドル建て以外の資産に投資する場合もあります。)。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (7)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

#### (8)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、 当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大 きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件 での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする 可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (9) M L P 投資のリスク

MLPは、対象とする事業から得られる利益などを収益源としており、事業を取り巻く環境、事業の成長性や収益性等の影響を受けて価格は変動します。また、MLPの多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を対象としているため、エネルギー市況の変化や金利変動等の影響を受けて価格は変動します。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、MLPの価格が影響を受けることがあります。これらの要因により、MLPの価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

#### (10)転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響 を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

#### (11)資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け価格が変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格が影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

#### (12)バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け価格が変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

#### < その他の留意点 >

#### (1)資産配分に関する留意点

当ファンドでは、市場動向に応じて各資産の配分を変更します。この結果、運用成果は、基本配分比率で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご留意ください。

#### (2)外国投資信託証券への投資について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

また、外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

また、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券はMLPに投資を行う場合がありますが、MLPの分配金は、35%を上限として源泉徴収されます(なお、源泉徴収された金額の一部が還付される場合があります。)。また、MLP投資においては、上記に加えてその他の税が課される場合があります。これらの税金の支払い等によりファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

現地の税制が変更された場合等は、税率等が変更となる場合があります。

上記は、平成28年12月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。

#### (3)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

### (4)取得申込・換金請求の受付に関する留意点

取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込・換金請求の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

#### (5)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### (6)法令・税制・会計等の変更可能性について

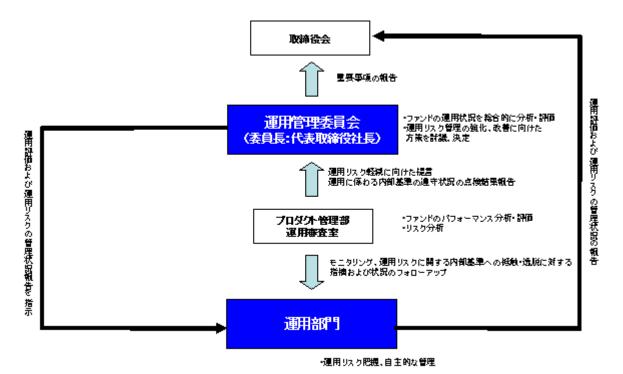
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

#### <リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

内容
ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、
運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定し
ます。
運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切
な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢
のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと
同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の
啓蒙・教化に努めます。
社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情
■報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防
止するために日常的な活動を行います。
約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視およ
び約定価格の妥当性を点検します。
ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を
行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通
じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観
点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



\*リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

<参考情報>

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドの運用は、2017年3月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

- ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ただし、当ファンドは、2017年3月6日より運用を開始する 予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示 できません。

#### <各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者				
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所				
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.				
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.				
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社				
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC				
新興国債	JP モルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC				

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に 関して一切の責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、

3.24%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料 (スイッチングの際の申込手数料を含みます。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価 です。

#### (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

#### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.107%(税抜1.025%)以内の率を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社 の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
500億円までの部分	年率0.35% (税抜)	年率0.65% (税抜)	年率0.025% (税抜) 年率	年率1.107% (税抜1.025%)
500億円超の部分	年率0.25% (税抜)	年率0.55% (税抜)		年率0.891% (税抜0.825%)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬が年率0.69%かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は最大年率1.797%(税込)程度です。

また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、信託財産にかかる租税、組入有価証券の 売買時にかかる費用、組入有価証券の保管にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の 監査にかかる費用、ファンドの設立・運営・管理にかかる費用、法務関連費用、借入金や立替金に関 する利息等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象 とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変 更されることになります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します(税額は、税法 改正時には変更となります。)。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高 に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞 なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

#### (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託 手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要す る費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負 担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売 買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または 請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とす る投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に 計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信 託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託 財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%(税抜0.0095%)以内の率を乗じて得た額とし、毎月決算型は各特定期末(毎年3月、9月に属する計算期末)または信託終了時に、資産成長型は各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

#### 個人の受益者に対する課税

#### ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率 で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用がありません。)を選択することができます。

#### ・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

#### < 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信 託および特定公社債が含まれます。

### < 少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

### < 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

### (参考)

#### < 個別元本について >

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等 相当額は含まれません。)が個別元本にあたります。

- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照)。

### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- \*上記の内容は平成28年12月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
- \*課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 5【運用状況】

当ファンドの運用は、平成29年3月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドの運用は、2017年3月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

# 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。 ただし、継続申込期間においては、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀 行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けない ものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてから のお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行また はダブリンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

- (2)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口=1円)とします。お申込 みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、 1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うもの とします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金

受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドは毎月決算型および資産成長型の 2 つのファンドから構成されていますが、販売会 社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

\*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる 契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。 詳細については、販売会社にお問い合わせください。
- (注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク 証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日の場合には、解 約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を 過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはダブリンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### <解約請求による換金手続き>

解約価額:当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約単位:販売会社毎に定めた単位とします。

(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い:原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場

所で支払われます。

解約にかかる手数料:ありません。

(注)当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益 権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益 権をもって行うものとします。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

基準価額は、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に 計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先ま で問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

- <インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/
- < お電話によるお問い合わせ先>受付窓口: (電話番号)0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(平成29年3月6日)から平成39年3月5日まで(10年)とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

### 「毎月決算型]

計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までとします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年4月5日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

#### 「資産成長型)

計算期間は、原則として毎年3月6日から9月5日、9月6日から翌年3月5日までとします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年9月5日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

#### (5)【その他】

#### 信託契約の解約

- イ.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 八.委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 二.委託会社は、前イ.および前口.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ホ・前二・の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が 属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同 じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れて いる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するも のとみなします。
- へ.前二.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数 をもって行います。
- ト.前二.から前へ.までの規定は、前八.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合または委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二.から前へ.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変 更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該 投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更等

イ.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合

(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ロ.委託会社は、前イ.の事項(前イ.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 八.前口.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 二.前口.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- へ.前口.から前ホ.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト.前イ.から前へ.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### 運用にかかる報告等開示方法

#### [毎月決算型]

- イ.委託会社は、特定期末(毎年3月、9月に属する計算期末)から3ヵ月以内に有価証券報告書を 提出します。
- 口.委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面)を作成します。
- ハ.委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用 報告書(全体版)を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
  - <インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/
- 二.前八.にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

### [資産成長型]

- イ.委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- 口.委託会社は、決算時および償還時に運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律 第14条第1項に定める運用報告書)および交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律 第14条第4項に定める書面)を作成します。

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 八.委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用 報告書(全体版)を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
- 二.前八.にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを 交付します。

#### 委託会社と関係法人との契約の変更

#### <募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のな い限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意に より変更することができます。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の 日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。 また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

<インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販 売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益 分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該 収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資 する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付しま す。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いま す。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録され ます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委 託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会 社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3)受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利 を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求するこ とができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成29年3月6日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が行います。当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成し、監査を受けたうえで有価証券報告書に記載されます。当ファンドの計算期間は原則1ヵ月であり、その有価証券報告書の提出は特定期末(毎年3月、9月に属する計算期末)毎になされます。

\* 当ファンドの計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までです。ただし、第1計算期間は、信託 契約締結日から平成29年4月5日までとします。

世界リアルアセット・バランス (資産成長型)

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成29年3月6日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が行います。当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成し、監査を受けたうえで有価証券報告書に記載されます。当ファンドの計算期間は原則6ヵ月であり、その有価証券報告書の提出は計算期間終了毎になされます。

\* 当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月6日から9月5日、9月6日から翌年3月5日までです。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年9月5日までとします。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 名義書換手続など 該当事項はありません。
- 2 受益者名簿 作成しません。
- 3 受益者に対する特典 ありません。

#### 4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

### 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

# 第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

# (1)資本金の額

資本金の額:20億円(平成28年12月末現在)

会社が発行する株式総数:12,800,000株

発行済株式総数:3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

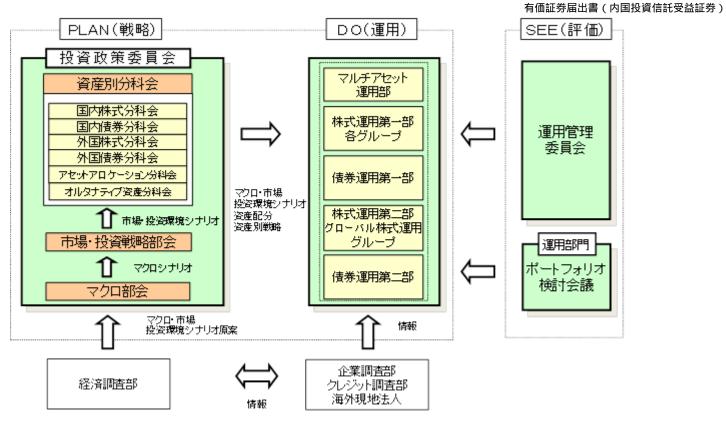
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その8分の5以上をもって行います。

<投信運用の意思決定プロセス>



# 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行(現株式会社三井住友フィナンシャルグループ)および大和證券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、392本であり、 その純資産総額は、約3,423,649百万円です(なお、親投資信託133本は、ファンド数及び純資産総額から は除いております。)。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	33	103,918百万円
追加型株式投資信託	291	2,987,256百万円
単位型公社債投資信託	68	332,474百万円
合計	392	3,423,649百万円

## 3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
  - また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。)により作成しております。
- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表及び、第45期中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】			(単位:千円)
		第43期	第44期
		(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,107,074	22,725,768
前払費用		198,366	195,917
未収委託者報酬		3,278,499	3,678,543
未収運用受託報酬		1,001,357	957,351
未収収益		15,862	12,713
繰延税金資産		559,646	644,694
その他		7,378	824
流動資産計		24,168,184	28,215,813
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	135,473	110,648
器具備品	1	48,230	80,498
土地		710	710
リース資産	1	6,166	10,102
有形固定資産計		190,580	201,959
無形固定資産			
ソフトウエア		105,376	95,535
		00/00	

電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	118,082	108,242
投資その他の資産		
投資有価証券	5,298,347	5,480,557
関係会社株式	1,169,774	956,115
従業員長期貸付金	3,738	2,428
長期差入保証金	510,636	511,355
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	561,097	556,611
その他	2,190	1,567
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	7,607,693	7,570,543
固定資産計	7,916,356	7,880,745
資産合計	32,084,541	36,096,558

		( 1 .— 1 1 1 2 )
	第43期	第44期
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,042	3,565
未払金	53,907	85,383
未払手数料	1,519,563	1,620,526
未払費用	1,178,272	1,178,517
未払法人税等	1,515,891	1,923,850
未払消費税等	620,431	323,266
賞与引当金	1,220,900	1,498,000
役員賞与引当金	87,600	101,000
業務委託関連引当金	-	25,700
その他	29,244	20,860
流動負債計	6,228,853	6,780,670
固定負債		
リース債務	3,527	7,280
退職給付引当金	1,459,244	1,546,322
役員退職慰労引当金	148,160	100,350
固定負債計	1,610,931	1,653,953

負債合計 7,839,785 8,434,623

(単位	:	千円)	
			۰

		(+12:113)
	第43期	第44期
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	20,569,363	24,034,752
利益剰余金合計	22,013,094	25,478,483
株主資本合計	24,169,363	27,634,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	75,392	27,182
評価・換算差額等合計	75,392	27,182
純資産合計	24,244,756	27,661,934
負債純資産合計	32,084,541	36,096,558

#### (単位:千円) (2)【損益計算書】 第43期 第44期 (自 平成26年4月1日 (自 平成27年4月1日 平成27年3月31日) 至 平成28年3月31日) 営業収益 運用受託報酬 3,613,731 4,608,029 委託者報酬 30,077,141 33,183,045 その他営業収益 54,133 45,653 営業収益計 33,745,007 37,836,728 営業費用 支払手数料 14,599,540 15,893,270 広告宣伝費 172,450 168,848

公告費       1、225,517       1、315,030         避免費       1、225,517       1、315,030         差託計算費       1.66,868       133,838         查業経費費       36,152       31,664         日期限費       465,810       523,643         協会費       23,810       23,203         活表費       2,207       2,455         その他       48,630       33,792         營業費申請       20,598,533       22,131,536         機管理費       20,598,533       22,131,536         経科・手型       2,893,443       2,916,345         責与       99,464       108,042         退職金       4,787       7,113         福利受費       44,223       683,822         交際費       149,324       165,319         超級管       149,324       165,319         超級管       149,324       165,319         超級管       149,324       153,319         超級管       149,324       153,319         超級管       149,324       153,319         超級管       149,324       153,319         超級管       1,174,402       1,406,000         空房       1,174,402       1,406,000         空房       1,200       2,200			日岡ய万田山自(四国汉具
要託計算費 1,225,517 1,315,031 を託計算費 166,866 193,638 営業維経費 166,866 193,638 営業維経費 35,132 31,664 10刷費 466,810 523,643 16会費 23,810 23,203 計会費 2,207 2,545 16会費 2,207 3,356 16会費 2,207 3	公告費	-	1,028
委託計算費     166,866     183,638       営業神経費     166,866     183,638       遺債費     35,132     31,664       印刷費     465,810     523,643       協会費     23,810     23,203       諸会費     2,207     2,545       その他     48,630     63,792       営業費用計     20,598,538     22,131,536       一般管理費     54     10,802     191,952       給料・手当     2,893,443     2,916,345     2,916,345       實与     99,464     108,042     108,042       退職金     4,787     7,113     40,422     683,822       交際費     17,830     19,339     16,339     16,339     16,339       旅費交運費     149,324     165,319     13,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,339     16,342,377     16,349     16,342,377     16,349	調査費		
委託計算費     166.866     193,638       営業神経費     35,132     31,664       印刷度     465,810     523,643       協会費     23,810     23,203       薪金費     2,207     2,545       その他     48,630     63,792       営業費用計     20,598,538     22,131,536       一般管理費     201,630     191,952       給料     201,630     191,952       指导     99,464     108,042       退職金     4,787     7,113       福利厚生費     644,228     683,822       交際費     17,830     19,339       旅費交通費     149,324     165,319       租稅公課     91,224     136,339       不動產賃債料     627,983     635,313       退職給付費用     225,474     226,884       國定資產減価債却費     55,879     55,907       賞与司当金線入額     1,174,402     1,489,000       役員責与引金線入額     3,530     37,270       役員責与司当金線入額     6,563,983     7,062,664       營業利益     6,563,983     7,062,664       營業利益     18,215     17,230       受取犯当金     18,215     17,230       受取犯当金     3,072     4,001       投資管     1,459     6,210       大門有益     6,563,983     7,062,664	調査費	1,225,517	1,315,033
音楽神経費         35,132         31,664           印刷費         465,810         523,643           協会費         23,810         23,203           諸会費         2,207         2,545           その他         48,630         63,792           営業費用計         20,598,538         22,131,536           一般管理費         201,630         191,952           給料・手当         2,893,443         2,916,345           賞与         99,464         106,042           退職金         4,767         7,113           福利原生費         644,228         683,822           交際費         17,830         19,339           旅費交通費         149,324         165,319           租税公課         91,224         136,333           水費運賃借料         627,983         635,819           國定資産運賃債料         627,983         635,819           國定資産運賃債料         91,224         136,333           財政機関         58,879         55,907           費力当並養所         1,174,402         1,498,000           役員等別目金級人額         38,530         37,270           役員實与別目金級人額         6,630,983         7,062,654           営業利益         6,563,983         7,062,654 <td< td=""><td>委託調査費</td><td>3,858,570</td><td>3,914,869</td></td<>	委託調査費	3,858,570	3,914,869
通信費         35,132         31,664           印刷費         465,810         523,643           協会費         23,810         23,203           者の他         48,630         63,792           営業費用計         20,598,538         22,131,536           一般管理費         8           給料・手当         2,893,443         2,916,345           賞与         99,464         108,042           退職金         4,767         7,113           福利厚生費         644,228         683,822           交際費         17,330         19,339           旅費交通費         149,324         165,319           租稅公課         91,224         136,339           不動産賃借料         627,983         635,313           退職給付費用         225,474         226,884           固定資産減価償却費         58,879         55,907           費与引当金線人額         1,174,402         1,498,000           投員賣事引当金線人額         38,530         37,270           投員賣賣与計分金線人額         250,480         279,901           一般管理費計         6,663,983         7,062,664           营業利益         6,582,484         8,642,537           營業外収益         50,507         1,7230           受取利息 <td< td=""><td>委託計算費</td><td>166,866</td><td>193,638</td></td<>	委託計算費	166,866	193,638
日別費	営業雑経費		
諸会費 2,2,07 2,545 その他 48,630 63,792 営業費用計 20,598,538 22,131,538 一般管理費  給料 役員報酬 201,630 191,952  給料・手当 2,893,443 2,916,345 賞与 99,464 108,042 退職金 4,787 7,113 福利厚生費 644,228 683,822 交際費 17,830 19,339 旅費交通費 149,324 165,319 租税公課 91,224 136,339 不動産賃借料 627,983 635,313 退職給付費用 225,474 226,884 固定資産減価償却費 58,879 55,907 賞与引当金繰入額 1,174,402 1,498,000 役員退職慰労引当金繰入額 1,174,402 1,498,000 役員退職慰労引当金繰入額 1,174,402 1,498,000 役員退職慰労引当金繰入額 1,174,402 1,498,000 役員退職慰労引当金繰入額 86,300 101,100 諸経費 250,480 279,901 一般管理費計 6,563,983 7,062,654 営業利益 6,582,484 8,642,57 営業外収益 受取配当金 18,215 17,230 受取利息 3,072 4,001 投資有価証券売却益 71,459 62,103 為替差益 3,97 106	通信費	35,132	31,664
諸会費     2,207     2,546       その他     48,630     63,792       営業費用計     20,598,538     22,131,536       台間報酬       台類報酬     201,630     191,952       給料・手当     2,893,443     2,916,345       賞与     99,464     108,042       退職金     4,787     7,113       福利厚生費     64,228     683,822       交際費     17,830     19,339       旅費交通費     149,324     165,319       租稅公課     91,224     136,339       不動產債借料     627,983     635,313       退職給付費用     225,474     226,884       固定資產減債償却費     58,879     55,907       賞与引当金線人額     1,174,402     1,498,000       役員賞与引当金線人額     38,530     37,270       侵員賞与引生金線人額     86,300     101,100       諸委費     250,480     279,901       一般管理費計     6,563,983     7,062,654       營業利益     18,215     17,230       受取配出金     18,215     17,230       受取和息     3,072     4,001       投資有価証券却益     71,459     62,103       為替差益     397     106       その他     12,418     13,006	印刷費	465,810	523,643
その他     48,630     63,792       営業費用計     20,598,538     22,131,536       一般管理費        給料・     201,630     191,952       給料・手当     2,893,443     2,916,345       買り     99,464     108,042       退職金     4,787     7,113       福利厚生費     644,228     683,822       交際費     17,830     19,339       旅費交通費     149,324     165,319       租稅公課     91,224     136,339       不動產賃借料     627,983     635,313       退職給付費用     225,474     226,884       固定資產減価價却費     58,879     55,907       賞与引当金綠人額     38,530     37,270       役員返職制労引当金綠人額     38,530     37,270       役員支引当金綠人額     86,300     101,100       諸経費     250,480     279,901       一般管理費計     6,563,983     7,062,654       營業外收益     18,215     17,230       受取利急     3,072     4,001       投資有価証券売却益     3,072     4,001       投資有価証券売却益     397     106       その他     12,418     13,006       その他     12,418     13,006	協会費	23,810	23,203
営業費用計     20.598,538     22,131,536       一般管理費       給料・手当     201,630     191,952       給料・手当     2,893,443     2,916,345       賞与     99,464     108,042       退職金     4,787     7,113       福利厚生費     644,228     683,822       交際費     17,830     19,339       旅費交通費     149,324     165,319       租稅公課     91,224     136,339       不動産賃借料     627,983     635,313       退職給付費用     225,474     226,884       固定資産減価價却費     58,879     55,907       賞与引当金繰入額     1,174,402     1,498,000       役員這時引当金繰入額     38,530     37,270       役員賞与引当金繰入額     86,300     101,100       諸経費     250,480     279,901       一般管理費計     6,563,983     7,062,654       営業利益     86,302     279,901       受取配当金     18,215     17,230       受取利息     3,072     4,001       投資有価証券売却益     71,459     62,103       為替差益     397     106       その他     12,418     13,068	諸会費	2,207	2,545
会判	その他	48,630	63,792
会料	営業費用計	20,598,538	22,131,536
役員報酬	一般管理費		
	給料		
賞与99,464108,042退職金4,7677,113福利厚生費644,228683,822交際費17,83019,339旅費交通費149,324165,319租稅公課91,224136,339不動產賃借料627,983635,313退職給付費用225,474226,884固定資産減価償却費58,87955,907賞与引当金繰入額1,174,4021,498,000役員賞与引当金繰入額38,53037,270役員賞与引当金繰入額86,300101,100諸経費250,480279,901一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益要取配当金18,21517,230受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	役員報酬	201,630	191,952
退職金     4,787     7,113       福利厚生費     644,228     683,822       交際費     17,830     19,339       旅費交通費     149,324     165,319       租税公課     91,224     136,339       不動産賃借料     627,983     635,313       退職給付費用     225,474     226,884       固定資産減価償却費     58,879     55,907       賞与引当金繰入額     1,174,402     1,498,000       役員復馬職財労引当金繰入額     38,530     37,270       役員賞与引当金繰入額     86,300     101,100       諸経費     250,480     279,901       一般管理費計     6,563,983     7,062,654       営業利益     6,582,484     8,642,537       営業外収益     9収配当金     18,215     17,230       受取利息     3,072     4,001       投資有価証券売却益     71,459     62,103       為替差益     397     106       その他     12,418     13,069	給料・手当	2,893,443	2,916,345
福利厚生費 644,228 683,822 交際費 17,830 19,339 旅費交通費 17,830 19,339 旅費交通費 149,324 165,319 租税公課 91,224 136,339 不動産賃借料 627,983 635,313 退職給付費用 225,474 226,884 固定資産減価償却費 58,879 55,907 費与引当金繰入額 1,174,402 1,498,000 役員退職慰労引当金繰入額 38,530 37,270 役員賞与引当金繰入額 38,530 37,270 役員賞与引当金繰入額 86,300 101,100 諸経費 250,480 279,901 一般管理費計 6,563,983 7,062,654 营業外収益 6,582,484 8,642,537 营業外収益 3,072 4,001 投資有価証券売却益 71,459 62,103 為替差益 397 106 その他 12,418 13,069	賞与	99,464	108,042
交際費       17,830       19,339         旅費交通費       149,324       165,319         租税公課       91,224       136,339         不動産賃借料       627,983       635,313         退職給付費用       225,474       226,884         固定資産減価償却費       58,879       55,907         賞与引当金繰入額       1,174,402       1,498,000         役員買馬引当金繰入額       38,530       37,270         役員買与引当金繰入額       86,300       101,100         諸経費       250,480       279,901         一般管理費計       6,563,983       7,062,654         営業利益       6,582,484       8,642,537         営業外収益       200       18,215       17,230         受取配当金       18,215       17,230         受取利息       3,072       4,001         投資有価証券売却益       71,459       62,103         為替差益       397       106         その他       12,418       13,069	退職金	4,787	7,113
旅費交通費 149,324 165,319 和税公課 91,224 136,339 不動産賃借料 627,983 635,313 退職給付費用 225,474 226,884 固定資産減価償却費 58,879 55,907 費与引当金繰入額 1,174,402 1,498,000 役員退職慰労引当金繰入額 38,530 37,270 役員賞与引当金繰入額 86,300 101,100 諸経費 250,480 279,901 一般管理費計 6,563,983 7,062,654 営業利益 6,582,484 8,642,537 営業小収益 9取配当金 18,215 17,230 受取利息 3,072 4,001 投資有価証券売却益 71,459 62,103 為替差益 397 106 その他 12,418 13,069	福利厚生費	644,228	683,822
租税公課91,224136,339不動産賃借料627,983635,313退職給付費用225,474226,884固定資産減価償却費58,87955,907賞与引当金繰入額1,174,4021,498,000役員買專酬契引当金繰入額38,53037,270役員賞与引当金繰入額86,300101,100諸経費250,480279,901一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益2018,21517,230受取配当金18,21517,230受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	交際費	17,830	19,339
不動産賃借料627,983635,313退職給付費用225,474226,884固定資産減価償却費58,87955,907賞与引当金繰入額1,174,4021,498,000役員貨馬引当金繰入額38,53037,270役員賞与引当金繰入額86,300101,100諸経費250,480279,901一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益83,0724,001投資有価証券売却益3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	旅費交通費	149,324	165,319
退職給付費用       225,474       226,884         固定資産減価償却費       58,879       55,907         賞与引当金繰入額       1,174,402       1,498,000         役員遺職慰労引当金繰入額       38,530       37,270         役員賞与引当金繰入額       86,300       101,100         諸経費       250,480       279,901         一般管理費計       6,563,983       7,062,654         営業利益       6,582,484       8,642,537         営業外収益       3,072       4,001         投資有価証券売却益       3,072       4,001         投資有価証券売却益       71,459       62,103         為替差益       397       106         その他       12,418       13,069	租税公課	91,224	136,339
固定資産減価償却費 賞与引当金繰入額58,87955,907役員退職慰労引当金繰入額1,174,4021,498,000役員賞与引当金繰入額38,53037,270役員賞与引当金繰入額86,300101,100諸経費250,480279,901一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益3,0724,001投資有価証券売却益3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	不動産賃借料	627,983	635,313
賞与引当金繰入額1,174,4021,498,000役員退職慰労引当金繰入額38,53037,270役員賞与引当金繰入額86,300101,100諸経費250,480279,901一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益3,0724,001投資有価証券売却益3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	退職給付費用	225,474	226,884
程員退職慰労引当金繰入額 38,530 37,270 役員賞与引当金繰入額 86,300 101,100 諸経費 250,480 279,901 一般管理費計 6,563,983 7,062,654 営業利益 6,582,484 8,642,537 営業外収益	固定資産減価償却費	58,879	55,907
役員賞与引当金繰入額 諸経費86,300101,100一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益 受取配当金18,21517,230受取利息3,0724,001投資有価証券売却益 為替差益 その他71,45962,103その他12,41813,069	賞与引当金繰入額	1,174,402	1,498,000
諸経費250,480279,901一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益3,0724,001受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	役員退職慰労引当金繰入額	38,530	37,270
一般管理費計6,563,9837,062,654営業利益6,582,4848,642,537営業外収益18,21517,230受取配当金18,21517,230受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	役員賞与引当金繰入額	86,300	101,100
営業利益6,582,4848,642,537営業外収益18,21517,230受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	諸経費	250,480	279,901
営業外収益18,21517,230受取配当金3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	一般管理費計	6,563,983	7,062,654
受取配当金18,21517,230受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	営業利益	6,582,484	8,642,537
受取利息3,0724,001投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	営業外収益		
投資有価証券売却益71,45962,103為替差益397106その他12,41813,069	受取配当金	18,215	17,230
為替差益397106その他12,41813,069	受取利息	3,072	4,001
その他 12,418 13,069	投資有価証券売却益	71,459	62,103
<del></del>	為替差益	397	106
営業外収益計 105,563 96,510 <u>105,563</u>	その他	12,418	13,069
	営業外収益計	105,563	96,510

営業外費用		
投資有価証券売却損	764	5,968
営業外費用計	764	5,968
経常利益	6,687,284	8,733,078
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	400	-
特別利益計	400	-
特別損失		
関係会社株式評価損	-	213,659
業務委託関連引当金繰入	-	25,700
固定資産除却損	95	4,215
割増退職金	7,785	-
特別損失計	7,881	243,574
税引前当期純利益	6,679,803	8,489,504
法人税、住民税及び事業税	2,602,339	3,016,713
法人税等調整額	53,385	56,198
法人税等合計	2,548,953	2,960,515
当期純利益	4,130,849	5,528,988

# (3)【株主資本等変動計算書】

第43期 (自 平	成26年4月1日	至 平成27年3月	31日)			(単位:千円)
			株	 主資本		
		資本乗	制余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利	益剰余金
		貝平洋佣立	合計	<b>州</b> 田 年 佣 귶	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563
当期変動額						
剰余金の配当						3,515,050
当期純利益						4,130,849
株主資本以外の						
項目の当期変動						
額(純額)						
当期変動額合計	-	-		-		615,799
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363

	株主	資本	評価・換			
	利益剰余金		スの仏友価証	評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計		ー ・	代貝庄口引	
	合計		分計画左領並	左颌守口引		
当期首残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565	
当期変動額						
剰余金の配当	3,515,050	3,515,050			3,515,050	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当期純利益	4,130,849	4,130,849			4,130,849
株主資本以外の項					
目の当期変動額					
(純額)			72,391	72,391	72,391
当期変動額合計	615,799	615,799	72,391	72,391	688,190
当期末残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756

第44期 (自 平	成27年4月1日	27年4月1日 至 平成28年3月31日)				
			株	主資本		
		資本剰	制余金		利益剰余金	
	資本金	資本準備金	資本剰余金合	利益準備金	その他利	益剰余金
		貝平平佣立	計	利益华佣並	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の項						
目の当期変動額						
(純額)						
当期変動額合計	1	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換	算差額等	
	利益剰余金		その他有価証	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	株主資本合計	券評価差額金	差額等合計	<b>党员在口</b> 司
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	2,063,600	2,063,600			2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988
株主資本以外の項					
目の当期変動額					
(純額)			48,210	48,210	48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	48,210	48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

注記事項

重要な会計方針

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15~30年

器具備品

4~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3.引当金の計ト基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、 各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上して おります。

(6) 業務委託関連引当金

一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。

- 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (貸借対照表関係)

第43期	第44期	
(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(単位:千株)

1.有形固定資産の減価償却	]累計額	1.有形固定資産の減価償却	]累計額
建物	416,284千円	建物	438,341千円
器具備品	241,990千円	器具備品	272,516千円
リース資産	10,452千円	リース資産	13,775千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	7,139千円	金額	2,945千円

# (株主資本等変動計算書関係)

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1	.発行済株式に関する事」	(単位:千株)			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	普通株式	3,850	ı	ı	3,850
	合 計	3,850	-	-	3,850

# 2.配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,515,050	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

# (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1 株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通 株式	2,063,600	利益 剰余金	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

# 第44期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

# 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	1	1	3,850
合 計	3,850	1	1	3,850

# 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

# (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当た リ配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,764,300	利益 剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で 流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。 その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動 リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に 係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告 しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持すること により、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)を参照ください)。

# 第43期(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	19,107,074	19,107,074	-
(2)未収委託者報酬	3,278,499	3,278,499	-
(3)未収運用受託報酬	1,001,357	1,001,357	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	5,247,212	5,247,212	-
資産計	28,634,143	28,634,143	-
(1)未払手数料	1,519,563	1,519,563	-
(2)未払費用(*1)	926,569	926,569	-

			有価証券届出書(内国搭	資信託受益証券)
負債計	2,446,132	2,446,132	-	

(\*1)金融商品に該当するものを表示しております。

#### 第44期(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	22,725,768	22,725,768	
(2)未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	-
(3)未収運用受託報酬	957,351	957,351	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	5,429,421	5,429,421	-
資産計	32,791,085	32,791,085	ı
(1)未払手数料	1,620,526	1,620,526	-
(2)未払費用(*1)	917,268	917,268	1
負債計	2,537,794	2,537,794	-

<sup>(\*1)</sup>金融商品に該当するものを表示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

# (4)投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価 証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

#### 負債

# (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第43期(平成27年3月31日)	第44期(平成28年3月31日)
(1) その他有価証券		
非上場株式	51,135	51,135
(2)子会社株式		
非上場株式	1,169,774	956,115
(3)長期差入保証金	510,636	511,355

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象としておりません。このため、(1)その他有価証券の非上場株式については 2.(4)投資有価証券には含めておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第43期(平成27年3月31日)

N1 10 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(+12.113)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	19,107,074	-	-	-
未収委託者報酬	3,278,499	-	-	-
未収運用受託報酬	1,001,357	-	-	-
投資有価証券				

その他有価証券の				
うち満期があるもの	428,800	2,113,200	149,744	-
合計	23,815,730	2,113,200	149,744	-

#### 第44期(平成28年3月31日)

第44期(平成28年3月31日	(単位:千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	-	-	-
未収委託者報酬	3,678,543	-	-	-
未収運用受託報酬	957,351	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期のあるもの	-	2,106,635	236,275	-
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	-

## (有価証券関係)

## 1.子会社株式

第43期(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円)は、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 第44期(平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第43期(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	-	-	
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,086,552	2,925,460	161,092
小計	3,086,552	2,925,460	161,092
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,160,660	2,210,000	49,340
小計	2,160,660	2,210,000	49,340
合計	5,247,212	5,135,460	111,752

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが 極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 第44期(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	88,520
小計	2,661,022	2,749,542	88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが 極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,494,198	71,459	764

#### 第44期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

#### 4.減損処理を行った有価証券

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。

# 第44期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算して おります。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	第43期		第44期	
()	自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
退職給付引当金の期首残高		1,391,001		1,459,244
退職給付費用		162,604		162,311
退職給付の支払額		122,316		75,233
その他		27,955		-
退職給付引当金の期末残高		1,459,244		1,546,322

(注)その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

第43期 第44期 (平成27年3月31日) (平成28年3月31日)

1,546,322

年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,459,244	1,546,322
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,459,244	1,546,322
退職給付引当金	1,459,244	1,546,322

1,459,244

# (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第43期 162,604千円 第44期 162,311千円

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第43期は62,870千円、第44期は64,573千円であります。

# (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

		(単位:千円)	
	第43期	第44期	
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)	
(1)流動資産			
繰延税金資産			
未払事業税	107,110	119,355	
賞与引当金	404,117	462,282	
社会保険料	33,528	31,640	
未払事業所税	4,550	4,486	
その他	19,871	26,929	
繰延税金資産合計	569,179	644,694	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	9,532	-	
繰延税金負債合計	9,532	-	
繰延税金資産の純額	559,646	644,694	
(2)固定資産			
繰延税金資産			
退職給付引当金	471,999	473,920	
投資有価証券	2,243	67,546	
ゴルフ会員権	11,618	11,000	
役員退職慰労引当金	48,561	30,899	
その他	67,362	63,787	
————————————————— 繰延税金資産小計	601,785	647,154	
評価性引当額	13,861	78,546	
繰延税金資産合計	587,924	568,607	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	26,826	11,996	
繰延税金負債合計	26,826	11,996	
	561,097	556,611	

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第43期	第44期
	(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)
法定実効税率	35.60%	33.10%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56%	0.47%
住民税均等割等	0.06%	0.04%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.22%	0.95%
特定外国子会社等留保課税	0.46%	0.31%
税額控除	-	0.46%
その他	0.26%	0.46%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.16%	34.87%

### 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が81,319千円減少し、法人税等調整額が80,645千円、 その他有価証券評価差額金が673千円、それぞれ増加しております。

## (セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	30,077,141	3,613,731	54,133	33,745,007

#### 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略 しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

第44期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

#### 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

# (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第43期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	5,383,745	未払 手数 料	555,261
その他の関係会社の子会社	株 会 三 住 銀 行	東京 都 千 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,695,822	未払 手数 料	344,291

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

# 第44期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

#### 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	5,745,272	未払 手数 料	451,175
その他 の関係 会社の 子会社	株 会 三 住 銀 行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	1	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,730,584	未払 手数 料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

## (1株当たり情報)

	_	
	第43期	第44期
	(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日
	至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	6,297円34銭	7,184円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,072円95銭	1,436円10銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第43期	第44期
	(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日
	至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)
当期純利益(千円)	4,130,849	5,528,988
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,130,849	5,528,988
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成28年9月30日)

資産の部

流動資産	日间此为 油山自	(r.
現金・預金	18,403,442	,
前払費用	174,052	
未収委託者報酬	3,194,847	
未収運用受託報酬	1,169,249	
未収収益	11,212	
繰延税金資産	319,200	_
流動資産計	23,272,005	_
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 101,567	
器具備品	1 71,189	,
土地	710	ı
リース資産	1 12,687	
有形固定資産計	186,153	_
無形固定資産	94,349	
投資その他の資産		
投資有価証券	7,578,136	i
関係会社株式	956,115	
従業員長期貸付金	301	
長期差入保証金	511,994	
出資金	82,660	ı
繰延税金資産	529,235	
その他	356	ï
貸倒引当金	20,750	l
投資その他の資産計	9,638,048	_
固定資産計	9,918,550	
資産合計	33,190,556	_
	·	—

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成28年9月30日)

	(十成20年9月30日)
 負債の部	
流動負債	
リース債務	4,092
未払金	170,532
未払手数料	1,384,083

# EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有伽訨夯庙出書(内
	未払費用	1,130,930
	未払法人税等	779,479
	未払消費税等	129,602
	前受収益	50,427
	賞与引当金	706,000
	役員賞与引当金	44,600
	その他	25,087
	流動負債計	4,424,835
己	定負債	
	リース債務	9,556
	退職給付引当金	1,472,159
	役員退職慰労引当金	74,475
	固定負債計	1,556,191
	負債合計	5,981,027

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	156,268
資本剰余金合計	156,268
利益剰余金	
利益準備金	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	1,100,000
繰越利益剰余金	23,624,772
利益剰余金合計	25,068,503
株主資本合計	27,224,772
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	15,242
評価・換算差額等合計	15,242
純資産合計	27,209,529
負債純資産合計	33,190,556

# (2)中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平	間 <sup>2</sup> 成28年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		14,366,017
運用受託報酬		2,079,95
その他営業収益		18,316
営業収益計		16,464,289
営業費用		9,571,524
一般管理費	1	3,477,200
営業利益		3,415,56
営業外収益		
受取配当金		1,72
受取利息		60
投資有価証券売却益		6,000
維収入		4,16
営業外収益計		12,49
営業外費用		
投資有価証券売却損		10
為替差損		49
営業外費用計		598
経常利益		3,427,46
税引前中間純利益		3,427,46
法人税、住民税及び事業税		701,54
法人税等調整額	_	371,592
法人税等合計		1,073,14
中間純利益		2,354,320

# (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

ſ		株主資本						
١			資本剰余金		利益剰余金		ž	
		   資本金	次★利合会			その他	利益剰余金	
		貝 <b>平</b> 並 	資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	別途積立	繰越利益剰余金
						金	深処州盆釈木立	

						叫证分用山首(八四汉
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当中間期変動						
額						
剰余金の配						2.764.200
当						2,764,300
中間純利益						2,354,320
株主資本以外の						
項目の当中間期						
変動額(純額)						
当中間期変動						
額	-	-	-	-	-	409,979
合計						
当中間期末残	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	23,624,772
高	2,000,000	130,206	130,200	343,731	1,100,000	23,024,772

	株主資本		評価・換算	算差額等	
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当中間期変動 額					
剰余金の配 当	2,764,300	2,764,300			2,764,300
中間純利益	2,354,320	2,354,320			2,354,320
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)			42,425	42,425	42,425
当中間期変動 額合計	409,979	409,979	42,425	42,425	452,405
当中間期末残 高	25,068,503	27,224,772	15,242	15,242	27,209,529

# 注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- (1)子会社株式 …総平均法による原価法
- (2)その他有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの...総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物15年~30年、器具備品4年~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会 計期間の負担額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間 末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来 の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じ て、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づ く当中間会計期間末の要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額はありません。

#### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

# (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

1.有形固定資産の減価償却累計額 731,458千円

2.保証債務

被保証者従業員被保証債務の内容住宅ローン金額1,946千円

# (中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)					
1.減価償却実施額	有形固定資産	25,160千円			
	無形固定資産	20,743千円			

# (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

#### 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	3,850	-	-	3,850

# 2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千 円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

# (金融商品関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 ((注2)をご参照ください。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	18,403,442	18,403,442	-
(2)未収委託者報酬	3,194,847	3,194,847	-
(3)未収運用受託報酬	1,169,249	1,169,249	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	7,527,000	7,527,000	-
資産計	30,294,540	30,294,540	-
(1)未払手数料	1,384,083	1,384,083	-
(2)未払費用 1	832,303	832,303	-
負債計	2,216,386	2,216,386	-

(1)金融商品に該当するものを表示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

# 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

# (4)投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

# 負債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
(1)その他有価証券	
非上場株式	51,135
(2)子会社株式	
非上場株式	956,115
(3)長期差入保証金	511,994

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象としておりません。

## (有価証券関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

1.子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式956,115千円)は、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# 2.その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	2,943,194	2,816,700	126,494
小計	2,943,194	2,816,700	126,494
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	4,583,805	4,732,270	148,464
小計	4,583,805	4,732,270	148,464
合計	7,527,000	7,548,970	21,970

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

# (セグメント情報等)

## セグメント情報

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# 関連情報

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

# 1.サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営	14,366,017	2,079,955	18,316	16,464,289
業収益				

# 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略して おります。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超 えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がない ため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間
<b>ベロ</b>	(平成28年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	7,067円41銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	27,209,529
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	27,209,529
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の	3,850
数(千株)	3,650

# 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間
項目	(自 平成28年4月 1 日
	至 平成28年9月30日)
(2)1株当たり中間純利益金額	611円51銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	2,354,320
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	2,354,320

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

普通株式の期中平均株式数(千株)

3,850

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、 記載しておりません。

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しく は取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定 めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。 委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成28年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考:再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

・資本金:51,000百万円(平成28年9月末現在)

・事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基 づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託 受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財 産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

# (2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成28年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処 理の一部の委託等を行います。

#### (2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を 行います。

### 3【資本関係】

## (1)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

## (2)販売会社

三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の 2.1%の株式を保有しています。

#### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
- (11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書 (請求目論見書)」と称して使用することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 八刻合計

業務執行社員

公認会計士 飯田浩司 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びそ の他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月9日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任計員 公認会計士 業務執行社員

飯 田 浩 司 印

梅津

広

印

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45 期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務 諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財 務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま れる。

#### 監査人の責任

間監査を行った。

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意 見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠 して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な 情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るため に、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監 査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤 謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必 要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明す るためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立 案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査に は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務 諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基 準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す る中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示してい るものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。